

近

世



近世の矢吹

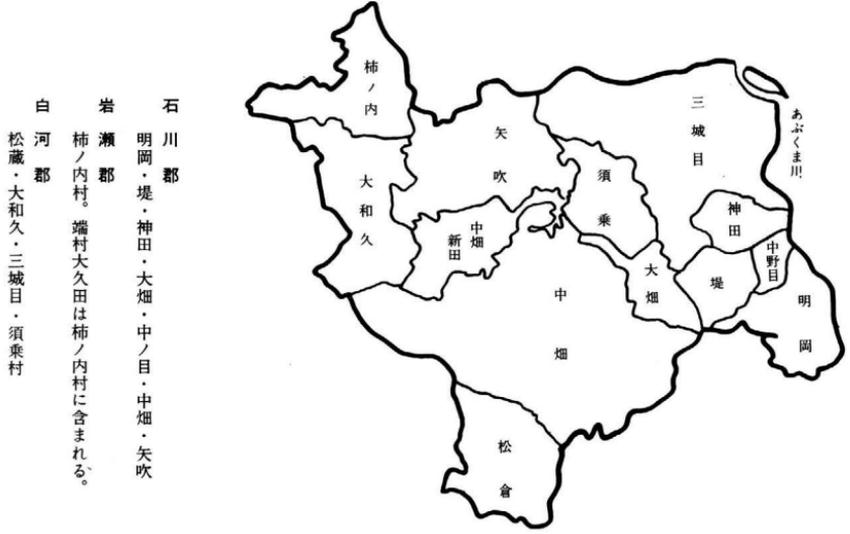
天正十八年（一五九〇）豊臣秀吉は小田原の北条氏を攻め滅ぼし、同年八月、会津黒川城において伊達政宗をはじめ奥羽の諸大名の仕置きを行った。政宗の所領であった会津地方および中通り地方は、蒲生氏郷に与えられることになった。文禄三年（一五九四）の高目録によればその石高は九二万石であった。氏郷は近江国日野の出身で、武名のほまれ高く、キリスト教を信じ、レオと称した。伊勢国松坂の城主から会津に入部し、文禄元年（一五九二）七層の天主閣を建立し、黒川を若松と改めた。矢吹の村々も、蒲生氏郷の所領となった。その後、蒲生秀行・上杉景勝さらに、再び蒲生時代と続き、寛永四年（一六二七）まで会津領であった。

近世支配変遷表

慶応3 (一八六七)	旗本領	幕領	高田藩領 (一七四二)	白河藩領時代 (一一五年間)	会津藩領時代 (三七年間)	天正18 (一五九〇)												
元治元 (一八六四)	旗本領	幕領	高田藩領 (一七七年間)	白河藩領時代 (一一五年間)		会津藩領時代 (三七年間)	矢吹村											
天保8 (一八三七)	旗本領	幕領																
文政3 (一八二〇)	幕領浅川陣屋支配 (一七七年間)	幕領	高田藩領 (一七七年間)					白河藩領時代 (一一五年間)	会津藩領時代 (三七年間)	松倉村								
文化6 (一八〇九)	幕領釜子陣屋支配 (一一年間)	幕領																
文政3 (一八二〇)	幕領浅川陣屋支配 (一七七年間)	幕領	高田藩領 (一七七年間)								白河藩領時代 (一一五年間)	会津藩領時代 (三七年間)	三城目村					
文化6 (一八〇九)	幕領釜子陣屋支配 (一一年間)	幕領																
文政3 (一八二〇)	幕領浅川陣屋支配 (一七七年間)	幕領	高田藩領 (一七七年間)											白河藩領時代 (一一五年間)	会津藩領時代 (三七年間)	明岡村		
文化6 (一八〇九)	幕領釜子陣屋支配 (一一年間)	幕領																
文政3 (一八二〇)	幕領浅川陣屋支配 (一七七年間)	幕領	高田藩領 (一七七年間)														白河藩領時代 (一一五年間)	会津藩領時代 (三七年間)
文化6 (一八〇九)	幕領釜子陣屋支配 (一一年間)	幕領																
文政3 (一八二〇)	幕領浅川陣屋支配 (一七七年間)	幕領	高田藩領 (一七七年間)	白河藩領時代 (一一五年間)	会津藩領時代 (三七年間)	須乗村												
文化6 (一八〇九)	幕領釜子陣屋支配 (一一年間)	幕領																
文政3 (一八二〇)	幕領浅川陣屋支配 (一七七年間)	幕領	高田藩領 (一七七年間)				白河藩領時代 (一一五年間)	会津藩領時代 (三七年間)	須乗新田村									
文化6 (一八〇九)	幕領釜子陣屋支配 (一一年間)	幕領																
文政3 (一八二〇)	幕領浅川陣屋支配 (一七七年間)	幕領	高田藩領 (一七七年間)							白河藩領時代 (一一五年間)	会津藩領時代 (三七年間)	大和久村						
文化6 (一八〇九)	幕領釜子陣屋支配 (一一年間)	幕領																

(天正18年より慶応3年まで、藩政時代における矢吹村々の領地のひんばんなる変遷を示す。)

近世支配関係図



会津藩領主年譜

	領主名	治世	知行高	在任年数
会津藩領	蒲生氏郷	天正18(1590)——文祿4年	92万石	5
	蒲生秀行	文祿4(1595)——慶長3年	"	3
	上杉景勝	慶長3(1598)——慶長6年	120万石	3
	蒲生秀行	慶長6(1601)——慶長17年	60万石	11
	蒲生忠郷	慶長17(1612)——寛永4年	"	15

一、会津領時代の矢吹
 矢吹の村々は、天正十八年（一五九〇）より寛永四年（一六二七）まで、会津領であり、寛永四年より寛保二年（一七四二）まで、白河領であった。

鶴ヶ城

至徳元年（1384）芦名直盛によって築かれた城で、黒川城と称した。その後、伊達政宗つづいて蒲生氏郷が入城して、町名を若松と改め、天守閣をはじめ城を整備して、鶴ヶ城と改めた。戊辰戦争の後、天守閣は解体されてなくなったが、昭和40年（1965）再建され、今日に至っている。



鶴ヶ城 会津若松市

氏郷の墓（会津若松市 興徳寺）



蒲生氏郷（西会津町 西光寺蔵）

蒲生氏郷

弘治2年（1556）～文祿4年（1595）、安土桃山時代の武将で、近江城主賢秀の長子である。織田信長に仕え、ついで豊臣秀吉に属した。天正12年（1584）伊勢松島（のち松坂）12万石の城主となって、キリスト信仰に入り、洗礼を受けてレオと称した。秀吉の小田原攻略のときに、その戦功によって、天正18年（1590）会津城主となった。

（文祿3年の「蒲生領高目録」によれば92万石）。

文祿三年「蒲生領高目録」

この高目録帳は、蒲生氏郷が会津藩主となって、初めて行なった検地の結果をまとめた石高で九十二万石。松蔵（倉）・大和久・三城目など、各村々の石高が書かれている。矢吹の村々の所属郡に注意。



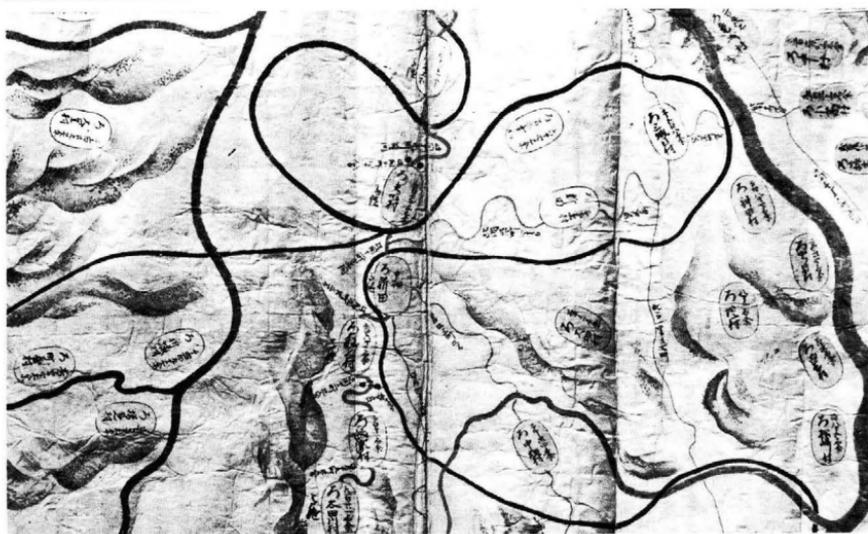
白河藩主変遷表

領主名	年 号	地 域	石 高 数	在任年数
丹羽長重	寛永4—寛永14	矢吹の村々全部	10万700石	10
〃 光重	〃 14—〃 20	〃	〃	6
松平忠次	〃 20—慶安2	〃	14万石	6
本多忠義	慶安2—寛文2	〃	15万石	13
〃 忠平	寛文2—天和元	〃	〃	19
松平忠弘	天和元—元禄5	〃	〃	12
〃 直矩	元禄5—〃 8	〃	〃	3
〃 基知	〃 8—享保14	〃	〃	35
〃 義知	享保14—寛保2	〃	〃	13
松平定賢	寛保2—明和7	白河藩領と高田藩領とに分れる	11万石	29
〃 定邦	明和7—天明3	〃	〃	14
〃 定信	天明3—文化9	〃	15万石	10
〃 定永	文化9—文政6	〃	〃	12
阿部正権	文政6	〃	11万石	0.6
〃 正篤	文政6—天保2	〃	10万石	9
〃 正暎	天保2—〃 9	〃	〃	8
〃 正備	天保9—嘉永元	〃	〃	11
〃 正定	嘉永元—嘉永6	〃	〃	0.6
〃 正善	〃 6—文久3	〃	〃	16
〃 正外	文久3—慶応2	〃	〃	4
〃 正静	慶応2—〃 3	〃	10万石	1

二、白河藩領時代

会津領であった矢吹の村々は、寛永四年（一六二七）正月、領主丹羽長重が棚倉から白河小峯城主として（十万七百石）入封してから寛保二年（一七四二）まで、白河藩領であったが、寛保二年からは、白川藩領と越後高田藩領の二藩に分れた。

そのうち、矢吹・矢吹新田・中畑新田・柿之内・松倉・三城目・明岡・明岡新田は引続き白河藩領に残り、この外の村々は、高田藩領となり、さらに領地のひんぱんなる変遷を経て幕末へと続いた。



六 郡 絵 図

これは白河・石川・岩瀬・田村・安積・安達六郡絵図のうち、矢吹の村々の部分を写したものである。これを見ると、寛文時代（1661～72）の郡界道路、一里塚、各村の石高、阿武隈川、乙字ヶ滝などの様子がよくわかる。江戸時代のはじめの絵図として、貴重なものである。（須賀川市立図書館蔵）

丹羽長重公肖像

寛永4年(1627)棚倉5万石から10万700石の白河小峯城主として入封し、同6年、城を改築し規模を広め、壁を高く堀を深くし、4ヵ年をかけて完成した。築城の手腕が高く評価された藩主であった。



藩領境界道標

これは、白河藩領(中畑新田)と幕府領(大和久)との境界を示す道標で、現在は中畑新田の小針武雄邸内にある。



白河城跡(白河市)



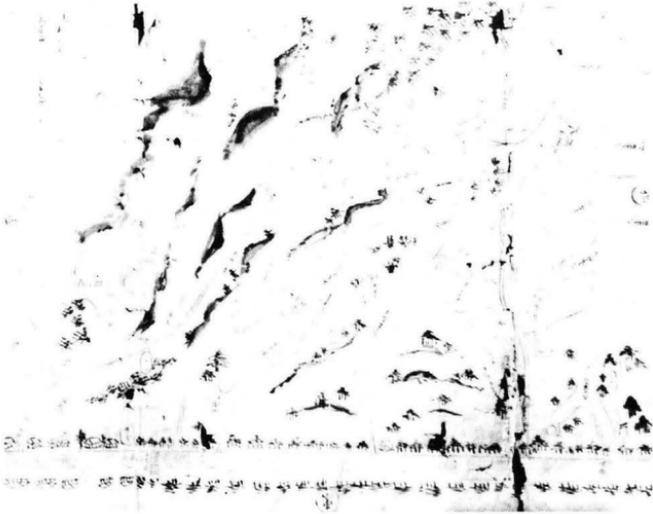
松平式部大輔御条目

この御条目は、毎年正月に庄屋が村の人々を集めて読んで聞かせ、よくこれを守らせるようにした当時の掟のようなものである。条目は年とともに厳しくなっていたが、この御条目は、キリシタン禁止、五人組の連帯責任、博奕・鳥獸捕獲禁止など、15項目にわたっている。寛永21年(1644)正月、松平式部大輔(忠次)が白河城主として入封の時のものである。



矢吹新田村の絵図

寛永十年（一六三三）白河藩領主丹羽長重の代に、矢吹村の農夫惣左衛門が大池下、谷地の荒野を開発して高一〇一石を開田し、これによって、矢吹新田村が生まれた。この絵図は、文久三年（一八六三）のもので、矢吹新田村の一部である。



矢吹新田村の掟

寛永10年（1633）矢吹村の惣左衛門の二男太郎左衛門が矢吹新田を開発した時に、領主より衆命を守るよう指示された掟である。

大池（あゆり沼）



新田開発の褒賞

惣左衛門の二男太郎左衛門は新田開発の功によって、目付役・年寄・地主・庄屋などの役を申付けられ、その上、苗字帯刀を領主より許可された。なお、経営が困難になった場合には、領主に訴願するよう、将来のことまで配慮されている。

高札

法令などを木札にし、往来の目だつところに高くかかげて、村人に広く知らせる板札である。



きりしたん禁札 (天和2年)

きりしたん宗門は累年御制禁たり。自然不審成ものこれあらば申出べし御褒美として

はてれんの訴人 銀五百枚
 いるまんの訴人 銀三百枚
 立ちかへり者の訴人 同断
 同 宗門の訴人 銀百枚
 天和二年(二六八)二月五日 奉行

きりしたん宗門禁札の事

きりしたん宗門之事 累年御制禁たりといへども、御代替付、弥以断絶なく、急度可相改之旨、所被出也、自然不審なるもの之者、出之、此已前者、伴天連の訴人に銀二百枚、いるまんに同百枚被下之、自今以後者、伴天連に同三百枚、いるまんに二百枚、同宿其外宗旨の族は或五十枚、或三十枚、御褒美として可被下之、若しかくおき、他所よりあらはる、においては、其の五人組まで可被行曲事之旨、依仰、当領下知如件

承応式年十二月 能登守

定



高札 (正徳元年)



明和七年(一七七〇) 徒党・強訴・逃散禁札
 とうとう、ごうぞ、ちようさんなどの者どもがあらば、居村他村にかぎらず、早く役所へ申出た者に対しては、おのおの銀一〇〇枚ずつ褒美を与える。また、苗字帯刀御免となるなど、賞金付の禁令であった。

検地帳

農民の所有地を調査測量し、一人一人の田畑について、一筆ごとに地名・等級（上・中・下・下々）面積・生産見込高・作人などを調べ、村としてまとめた土地台帳を二冊作製し、一冊は奉行所が、一冊はその村の庄屋が保管した。検地帳は、年貢を取りたてるための基礎となる帳簿である。



三城目新田村検地帳（慶安4年）

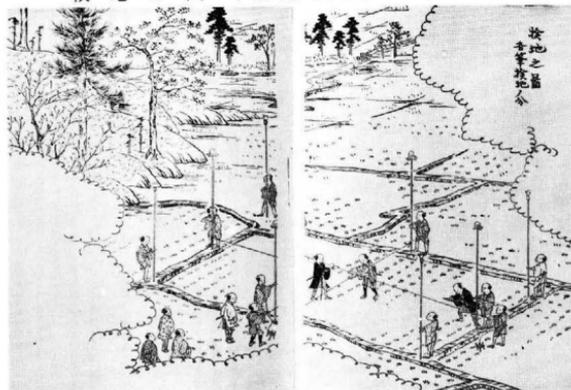


中野目村検地帳（慶安4年）



大島村検地帳（慶安4年）

検地の図（『復徳川幕府県治要略』より）



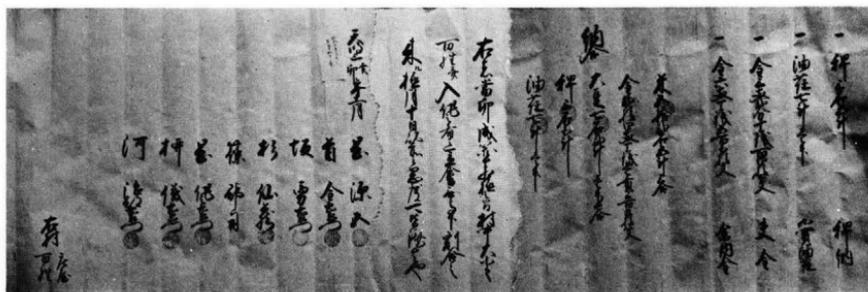
三城目新田村検地帳（寛保2年）





午歳免定之事 (矢吹村)

卯歳免定之事 (矢吹村)



卯歳免定之事 (須乗村)



七年免相ノ事
 一、高野村高改帳
 二、岩瀬村高改帳
 三、石川村高改帳
 四、本田村高改帳
 五、古新田村高改帳
 六、出高村高改帳
 七、新田村高改帳
 八、矢吹村高改帳
 九、中野目村高改帳
 十、大畑村高改帳
 十一、中畑村高改帳
 十二、須乗村高改帳
 十三、三城目村高改帳
 十四、堤村高改帳
 十五、明岡村高改帳

三城目村高改帳
 延宝五年
 八月廿七日

年貢割付高の書状で、右の通り決定したから、米
 る11月中に必ず皆済すべし、との通達の文書である。
 免相とは、年貢の賦課率のことである。

三城目村高改帳（延宝五年）
 田畑年貢高帳であるが、あわせて
 山野・海・川などの生産物の利益に
 課する税も含まれている改帳である。

元禄五年 申ノ改
 白川郡
 岩瀬郡 村高寄改帳
 陸奥国 石川郡
 田村郡

元禄5年（1692）の白河藩領の各村の高（本田・古
 新田・改出・新田）を決めたもので、当時の矢吹の
 村々の高がわかる。（矢吹・中畑新田・大和久・柿之内・
 松倉・中野目・大畑・中畑・須乗・三城目・堤・明岡）

元禄五年申ノ改
 三城目村高改帳
 一、田畑年貢高帳
 二、山野・海・川などの生産物の利益に課する税も含まれている改帳である。

三城目村高改帳
 一、田畑年貢高帳
 二、山野・海・川などの生産物の利益に課する税も含まれている改帳である。

村高帳・明細帳

寛保二年（一七四二）は、領主の交替期であった。原則として領主の交替の時、あるいは必要に応じて、各藩は支配下の町村に明細帳の提出を求めた。明細帳は各村の村高、田畑の面積・石盛・免相・家数・人別・牛馬数・用水・堰・山林・竹林などに至るまで、明細に書きあげた帳面である。



矢吹新田村明細帳（寛保二年）



明岡村指出帳（文政六年）

指出帳も、その内容は明細帳と同じようなもので、一応当時の各村の実情を知る上に、重要な資料である。



明岡新田村指出帳（寛保二年）

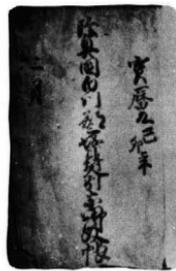


三城目組堤村指出帳（元禄八年）

宗門改帳

宗門改帳は、宗盲人別改帳とも人別改帳ともいう。キリスト教の禁制を徹底させるために、各村の庄屋が毎年作製して、役所に差し出した帳簿である。
一戸毎に、戸主以下家族・奉公人にいたるまで、一人一人の名前・年令を書きだし、所属する寺院の檀家であることを明らかにして、戸籍のような役割をなしていたものである。

三城目村宗門改帳（宝暦九年）



松倉村宗門改帳（慶応三年）

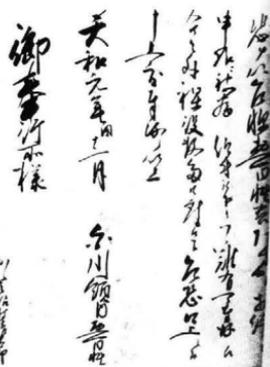


百姓一換

天和元年（一六八一）七月、白河領惣百姓が苛酷な年貢の割当、諸役の減免を要求する訴願文を制作したが、それに署名した名主・庄屋の数は、二〇七名、一八〇カ村にも及んだ。
 白河奉行所へ訴願しても、おちがあかなかったので、代表一九名が江戸に上つて上訴したが、目的を達することはできなかった。



白河領惣百姓訴願 (天和元年)



助郷願書 (天明2年)



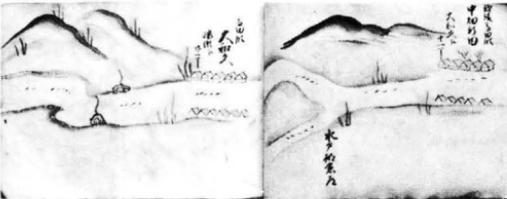
矢吹の宿

街道筋の宿場では、役人や公用の旅人・荷物を次の宿場へ運ぶための役馬と人足を、近くの村々に割当てて、継ぎたてていた。この人足・役馬を出すのを助郷というが、前掲の願書は、近村から出る助郷が決められた通り出て来ないので、小田川・太田川・踏瀬・大和久の四宿場から、まちがいなく近村から助郷を出すようにと、奉行所へ申し出たものである。



米沢より江戸道中絵図(市立米沢図書館蔵)

矢吹より中畑新田え11丁(1,200メートル)。「往來のものより銀をする」などと書かれているが、当時この辺は、非常にさびしく、深い山林や荒野の通りであったように思われる。 文政11年(1828)



米沢より江戸道中絵図(市立米沢図書館蔵)

高田領大和久より踏瀬江21丁(2,290メートル)。越後高田領中畑新田より大和久え11丁(1,200メートル)。

文政11年(1828)



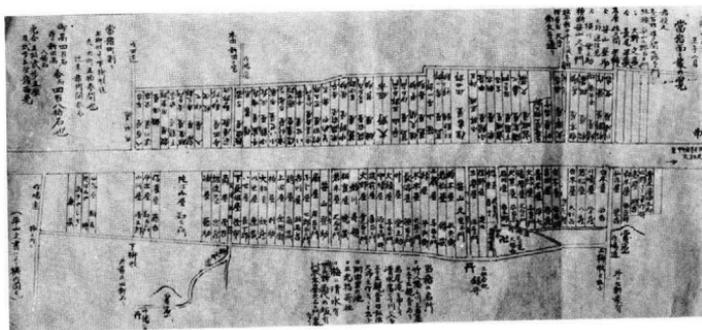
矢吹宿絵図面(嘉永5年)

嘉永5年(1852)の矢吹宿の図面である。東西南北の方向を示してあり、南北に往來と書いて矢吹宿の本通りを示し、両側に家並が書かれている。北は久来石、矢吹宿のまわり一円が原野であったことがわかる。



常夜燈

常夜燈は昔の街灯で、夜の交通を安全にするために街路に設けた灯火であるが、町内の安全も兼ねるものである。奥州街道と常陸街道の交差点の中畑新田村のたて場前にあったもので、今は八幡神社に移されてある。文化8年(1811)建立。



矢吹宿面々家々再現絵図（嘉永5年）

嘉永4年（1851）2月28日、矢吹宿の町割相改めを行ない、家々の屋敷を定めて、その大部分の家に屋号がつけられた。次いで、同5年2月「当宿面々家之覚」として、竹八幡地内・太子堂地内・鎮守境内を始め、各家々の事柄をこまごまと書きとめた。この図は、覚書をもとにして、矢吹宿の家々を再現したものである。

面々家之覚（嘉永5年）

町割当時の、宿役人などの名前が記されている。

長百姓	1人	組頭	3人
庄屋	4人	検断	1人



松前志摩守横宿札

本陣には、大名の宿札があった。これは、北海道松前藩主松前志摩守の宿札である。

風呂場改装・番所を設けるなど、こまかく記されている。

諸家様井御部屋様方記録
同御家中様御休泊



十返舎一九戯誌「金鞋編」
矢吹宿

それより矢吹宿に至る。「こは大根いりそばきりの名物なり」①名物に芽出てや人もきのえねか②行列の弓も引き抜きそばきりは矢吹の宿に名物の的

「はいはいおかわり上げましょうか。お給仕が美しから、たんとお代り、上りませ。わたしの所はそばよりか、わたしの器量が評判でござります。おめえ、ここの女中には丁度いいおそばがすだらけだ。宿場をにぎわしていた。

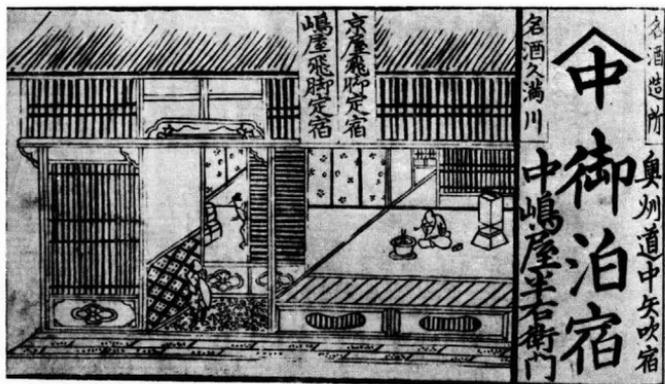
大和久宿

大和久宿に至る。わしは精を出してこのように麦を搗いて、毎晩亭主に麦飯を振舞する。③そうさ、ここのおかみ様もおらが雛鳥と同じ事で、腹から卵を生んでいる。など、婦人がきねを持ちあげて麦をつき、また、うすのすぐそばに、鶏が餌をあさっている。当時の宿場の情緒が、絵図あるいは狂句によってつづられている。



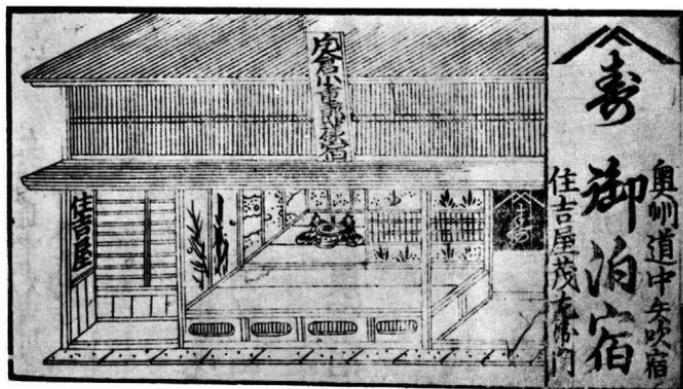
中畑新田宿

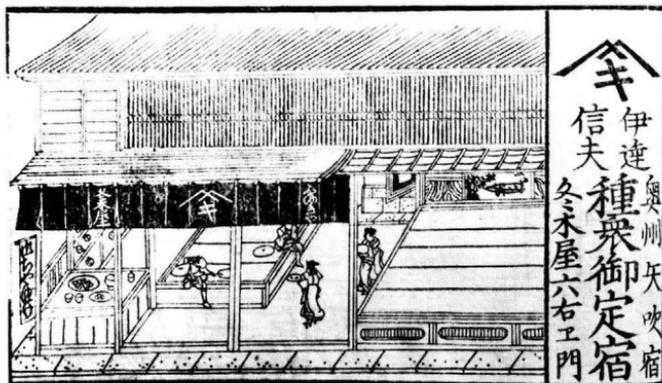
それより中畑新田宿に「酒をくみ交わししや散らし云々」旅は憂きものと言へども年寄りて話しの種を時くや新田「ばば、わしも一日中旅にある。今夜は何処を宿にするかな」など、当時の宿場の茶店で休息しながら、からかっている旅情のいこいの宿場の味わいをただよわせている。



矢吹宿旅籠 中島屋半右衛門 文政年間 (1818~29)

矢吹宿旅籠 住吉屋茂左衛門





矢吹宿旅籠 冬木屋六右衛門 文政年間 (1818~29)



矢吹宿の落書絵

矢吹宿の落書絵

矢吹宿には、大名はじめ商人や芭蕉などの
文人墨客が多く泊っているが、これは矢吹宿
をつれづれに書いた戯画の一部である。

(作者不明)





松平定信

「天下の名君」とうたわれた定信は、天明三年（一七八三）から文化九年（一八一二）まで、白河藩主であった。着任と同時に天明の飢饉にあり、いち早く他国から米を運んで来て、領民を餓死から救った。開田・開発にも力をそそぎ、灌漑用の池（南湖）を作り、植林産産を奨励するなど、善政をしいた。また、江戸幕府の老中として、政治的手腕を発揮した。退官後は、隠居して楽翁と号して悠々自適の生活を樂しみ、文政十二年（一八二九）にこの世を去った。その著書「退閑雜記」をはじめ、儒者広瀬典につくらせた「白河風土記」「白河古事考」などは今も人々に知られている。



柿ノ内入口古宿附近の松並木



五本松の松並木

松並木・一里塚

寛永十二年（一六三五）三代將軍徳川家光時代に、参勤交代が制度化し、全国街道筋に松並木を植えさせた。大名あるいは旅人の往来はさかんになり、松並木は夏は陽をさけ、冬は風をよけて旅人の便をはかり、旅情をなぐさめた。矢吹の松並木は、松平定信の時、領内の街道に松苗二、三〇〇本を植えたのが始まりであるといわれている。現在五本松にある松並木は、明治十八年（一八八五）ころ補植したものである。また、旅路の目あてとして、「一里」とに一里塚を築いた。矢吹には、大和久と五本松の間の七曲りと、町の北はずれの石地藏付近とにあったが、今はその跡形もない。

阿武隈川通船

江戸時代の初期から阿武隈川の通船の便は、福島より仙台領にかけてあったが、福島から上流の白河まで、二八里（一・二キロメートル）の通船はなかった。

嘉永三年（一八五〇）、市右衛門天和久（茂平（明岡）逸作（三春町）の三人が、塙代官所に通船許可の申請をしたところ、冥加金（営業付加税）を取め、川を改修する事を条件として許可されたもの。



通船運賃料金の規定札 (塙代官所より)



塙御役所許可鑑札

表面 安政3年(1856)明岡村船主茂平が新鶴飼船12駄積1艘の通船の許可を塙代官所より受けた時の鑑札である。

裏面 塙役所の中央下部に、塙の字の焼印がある。



川路一里ニ付 明岡河岸
 一、米 塙 老駄賃銭式拾八文宛
 外河岸場蔵舗口銭共銭拾老文
 右同断
 諸荷物老駄三拾八文宛
 外右同断 銭式拾式文
 右之通上下運賃蔵敷口銭者相極もの也

卯十二月 塙役所

三春藩許可鑑札

裏面には、「三春藩所」と角の焼印がおしてある。

明治3年(1870)明岡村円谷庄三・同儀平の兩人が、木籠船12駄積1艘の通船の許可を三春藩民政取締所より受けた時の鑑札で運上(運送業者の税金)永百文と記してある。



通船日記帳

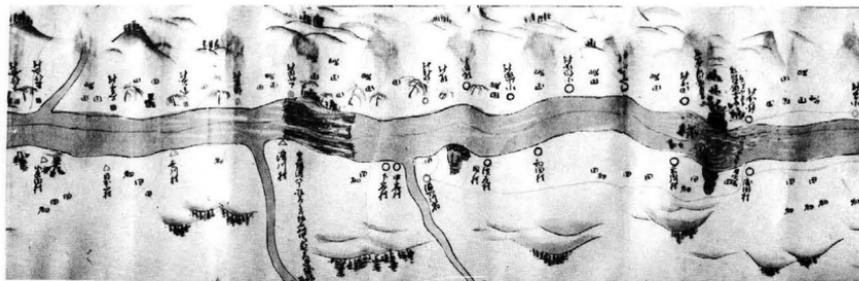
通船に必要な事項(荷物・駄数・運賃・種類など)を書きとめた日記帳である。 慶応四年(一八六八)





阿武隈川舟運図 (明岡村～成田村)

阿武隈川の舟運は、上流の河原田から明岡河岸・乙字ヶ滝・須賀川中宿河岸を通り、主として米・塩などを下流に運んだようである。上流にのぼる時には、浅瀬や乙字ヶ滝などの障害もあり、荷物は少なかったと思われる。この絵図は、甲子山麓から流れ出る阿武隈川の沿岸の村々を通過して、本宮に至るまでのもので、特に、明岡河岸や乙字ヶ滝などについては、よく書かれている。



阿武隈川舟運図 (成田村～須賀川～小原田村(郡山市の一部))



明岡河岸風景

このあたりが船着場であった。西岸の岩に彫り込まれた穴の跡が、明治初期までであった。明岡と中野・石川をつなぐ木橋脚の穴である。

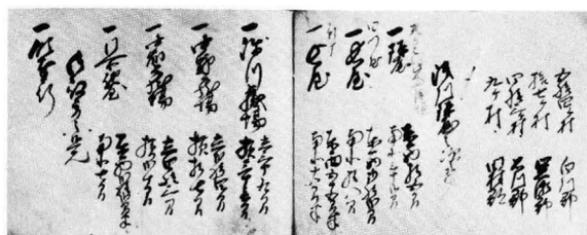
御巡見様案内覚帳

江戸幕府は將軍の代替りに、各藩領や幕領の政情および民情を視察するために、使者を派遣した。御巡見御案内帳・御巡見様案内覚帳などは、当時の地方の明細を知る好資料となつた。巡見使の出迎え、接待・見送りなどは、町村役人にとって精神的、物質的に大きな負担であつた。



御巡見様案内覚帳

御巡見様御通御目錄帳



御巡見様案内覚帳の内容の一部

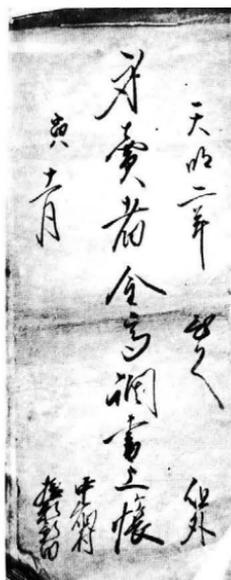
萬 控 賦

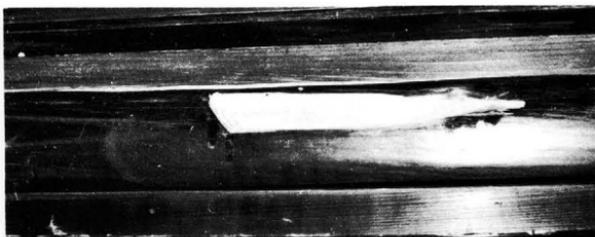
これは、天明の大飢饉の状況と救済方法が書かれているものである。天明三年（一七八三）五月の田植時から八月ころまで、寒冷の日が続き、所によっては収穫が皆無であつた。このため、餓死・人身売買などが続出したが、その対策として、松の皮餅・わら餅などを造つたが、その方法などが書いてある。天明の大飢饉の状況がわかる貴重な記録である。（天明三十四年）



身売者金高調書上帳

身売者とは、人身売買ではなく、人質の意である。一般農民が借金のため、男女共に年明奉公として借主の所において働き、借金を返済するのが通例であつた。これは、藩の命令により、名主・庄屋が取調べ書き上げた帳面である。





浅川騒動の斧キズ跡

浅川騒動のときの奥座敷の鴨居に残っている斧のきずである。また、庭の松の木なども切られている。

浅川騒動関係図（寛政10年正月）



浅川騒動過料銭取立帳



大和久村人々逃亡事件に関する覚

大和久村の組頭・長百姓を中心に、36人の百姓が山守りなどの諸役に対する不満と、役人宿泊・状継ぎなどの不当な割付けに対して、逃亡を以て抵抗した。そして、願いを入れてくれるよう、大和久庄屋と後見庄屋に書き置きして、守山方面へ36人の戸主が即年寛政7年(1795)に逃亡した事件についてのメモである。

浅川騒動

天明六年(一七八六)をはじめとして、凶作が続いたので、農民たちは年貢米や諸役(雑税)を減じて貰いたいという村役人や庄屋に掛け合ったが、取り上げられなかった。そこで思いあまって、高田藩領の農民たちが寛政十年(一七八八)徒党を組んで領内の大庄屋・庄屋・駒付役など九〇軒以上の家を打ちこわし、浅川陣屋に押し寄せたが、警固の武士に追い払われ、分散してしまった。これが浅川騒動といわれる百姓一揆である。翌十一年には、領内の百姓から高白石について銭二貫匁の割で、騒動の過料銭を取りたてられたのである。

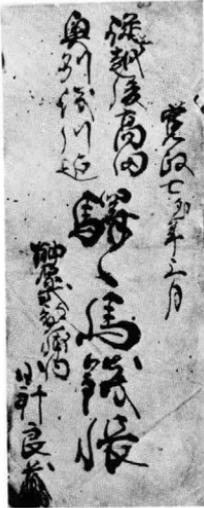


御廻米旗

御藏の年貢米をまとめて、廻送問屋が運搬する時の旗である。

駅々馬錢帳

越後高田から浅川までの運賃を書き留めた駄賃帳である。寛政七年（一七九五）



絵符

宿から宿へ荷物を継送する時、荷物につける木札である。寛政七年（一七九五）のもの



助郷

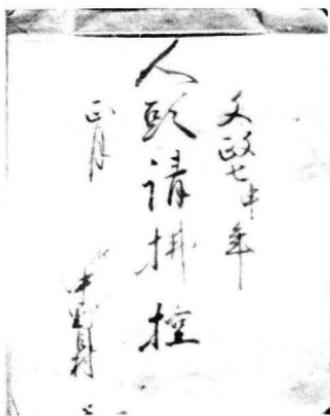
助郷は今でも容易でないで、特別の取計をいただいてきた。この上、他領分まで出るとなると、勤めかねるといふ実情を述べて、今まで通りにして貰いたいという内容の願書である。

釜子陣屋 支配
浅川陣屋

須乗・須乗新田・大和久・神田・堤・中野目・大畑・中畑の八カ村の村々は、文化六年（一八〇九）から文政三年（一八二〇）まで、幕府領釜子陣屋の支配であり、文政三年より天保七年（一八三六）まで、幕府領浅川陣屋の支配であった。

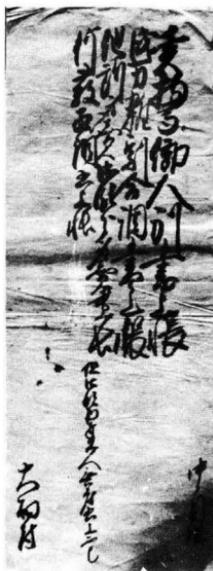


浅川陣屋鑑札
米を送る時に所持する、浅川陣屋で発行した鑑札である。



人頭請払控（石川郡中野目村）

他村への転出、他村からの転入の時に記入した認め書が、庄屋から庄屋へ届けられ、人頭の減あるいは増などを記した控えの帳面である。今でいう入籍簿・除籍簿のようなものである。



写真石 家数人数相調書上帳（大畑）
左 支持高働人別書上帳他（大畑）



彌籠訴状

依制の儀は、
 一、金三万金也
 外金七千金也
 石久奈、
 一、金三万金也
 二、金二万金也
 三、金一萬金也
 七千金也
 七千金也
 小田代官也
 依制の儀は、
 一、金三万金也
 二、金二万金也
 三、金一萬金也
 七千金也
 七千金也
 小田代官也
 依制の儀は、
 一、金三万金也
 二、金二万金也
 三、金一萬金也
 七千金也
 七千金也
 小田代官也

彌籠訴状 (文政10年)

天明の大飢饉以来、農民の窮状が甚だしく、つぶれる家が続出し、間引きなどが行なわれ、ついに非常用の貯えさえ底をつく状態になった。それで、御救金を利子後払いで貸付けていただきたいという訴状を、浅川陣屋領八十五カ村の名を連ねて上訴することになった。文政十年(一八二七)石川の庄屋鈴木庄吉、中畑の庄屋小針周平の二人が惣代として江戸に上り、老中大久保忠真の登城の途中を待ち受け、訴状を差出した。これはその時の訴状である。二人は捕えられ水道橋役所に引渡され、その後、勘定奉行の遠山左衛門尉景晋の白州に呼び出され、訴状をわたさされて無罪となった。島田代官からきびしい取調べを受けたが、穏便に取扱われ罪もなく落着した。

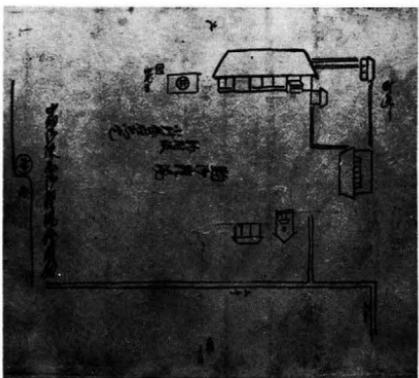
上
 文政十年八月
 石川 鈴木庄吉
 中畑 小針周平
 惣代

駒役所文書

一、金三万金也
 石川 鈴木庄吉
 中畑 小針周平
 惣代
 文政十年八月



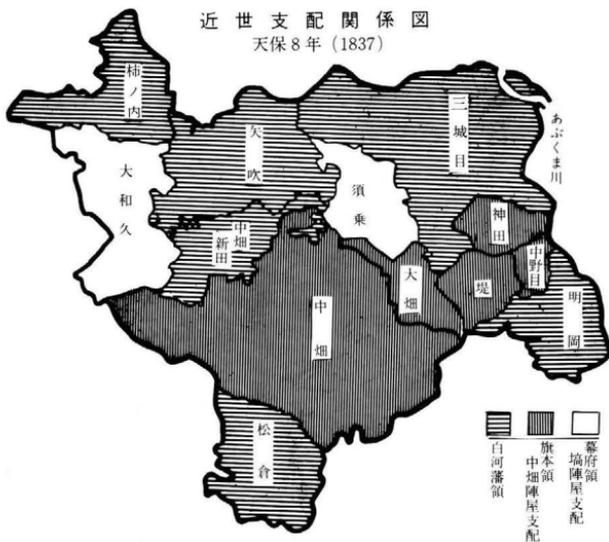
中畑根宿の観音堂にある絵馬である。



中畑駒糶場図

当時は馬産政策を重視した。これはそのころの馬糶場の平面図である。

近世支配関係図
天保8年(1837)



塙陣屋支配

今まで浅川陣屋領であった須乗・須乗新田・大和久の三カ村は、天保八年(一八三七)から塙陣屋領にかわり、元治元年(一八六四)まで二七年間続いた。



人馬継立木札
これは助郷の役札である。人足一人につき一枚、馬一疋につき一枚ずつ持参し、仕事が終われば、これと引換えに、問屋から賃金を受取った。

大和久村の鉄柄講中
大和久村の鐵柄講中に関する記録で、享保年間(一七一六〜三五)からのことが書かれている。

明細指出帳 (嘉永元年 須乗村)



宗門人別御改帳
(安政七年 須乗新田村)



四、旗本領中畑陣屋支配



中畑陣屋玄関



中畑陣屋の二本カヤ

正面の格子のところは昔の乗越
玄関になっていた所である。

(昭和48年11月 会津若松の
会津武家屋敷に移築された)

乗越玄関先の庭園にある「かや」
の木は、昭和46年3月11日、県指
定天然記念物となった。

中畑陣屋庭園



平福(兵庫県)五千石の旗本松平軍次
郎康済は、出石(いづし)仙石(兵庫県)
騒動のあおりを受けて、天保七年(一八
三六)十二月に所替になり、中畑・大畑・
堤・神田・中野目・川辺・中野の七カ村
五千石を支配することになった。
松平軍次郎は中畑に陣屋を新築した。
続いて天保十三年、松平万太郎(後に外
国奉行となる)がその後を継ぎ、元治元
年(一八六四)棚倉藩主となり、松平巨
摩之助が中畑陣屋に入って、中畑・堤の
二カ村二千五百石を支配することになっ
た。

古御時... 松平石見守行列
 長... 別馬
 古御時... 松平石見守

古御時... 松平石見守
 長... 別馬
 古御時... 松平石見守

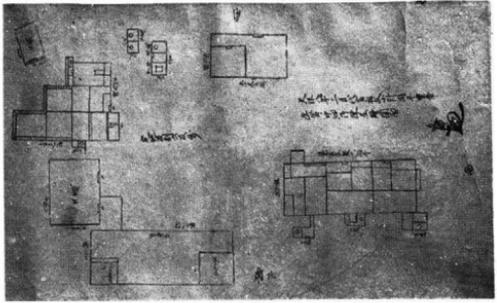
古御時... 松平石見守
 長... 別馬
 古御時... 松平石見守

松平石見守行列
 旗本が正式に出かける時の、行列の順序を記録した帳面である。

松平石見守行列
 小針文法

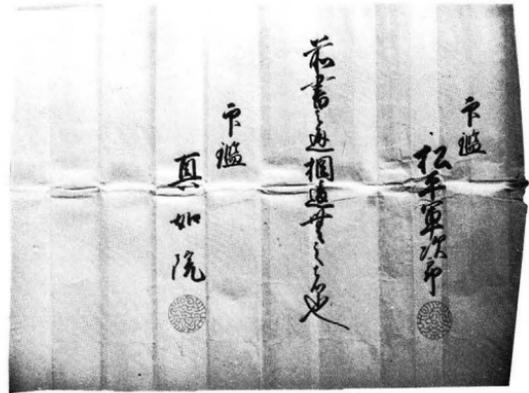
古御時... 松平石見守
 長... 別馬
 古御時... 松平石見守

松平石見守行列



中畑陣屋絵図

陣屋の本屋は、縦8間(15.5メートル)、横5間半(10メートル)、屋根は茅葺で、座敷は京面皮造である。外に御蔵屋・侍長屋・半屋などがある。



松平軍次郎康済の印鑑

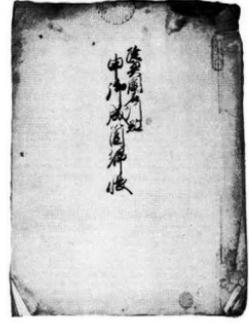
幕府は各村々に五戸を単位とした五人組(隣組)のようなものをつくり、田畑の耕作をはじめ、年貢の取納や触書・御条目の遵守などの連帯責任を負わせた。この五人組帳にははじめに五人組が守らなければならない諸条目が書かれており、そのあとに、五人組の名が書いてある。

御仕置五人組帳



申御成箇郷帳

これは、支配下の各村々から提出した年貢関係の諸生産物（山野河海）を、役所でまとめた年貢の基本台帳である。この帳は、浅川陣屋から中畑陣屋宛に送られて来たものである。



御高帳写

各村々の村高を書いたもので、幕府頭の役人から松平軍次郎へ申送られた帳面の写しである。





皆済目録といものは、その期間内に、年貢を完納した村に、代官が領収書として渡したものである。

皆済目録



大畑村皆済目録



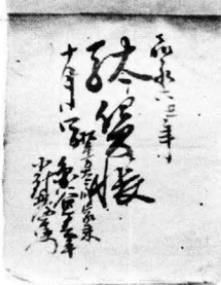
未日記
中畑陣屋の未年(安政6年)より書き始めた日記である。

引継目録
これは、前任者(町田耕助)が新任者(代官岡村又衛門)に引継ぎしたときの目録である。天保13年(1842)





先 触 れ
 領主・代官などが道中する場合に、前もって沿道の宿場に、人馬の継ぎたてなどをさせた命令書である。



駄 賃 帳
 これは、江戸まで行って来た道中の駄賃を書き留めた帳面である。後で、役所に賃銀を請求するための基礎帳簿であった。



- 助郷議定書**
- ① — 各宿場に、各村々から助郷として、一日に人足・役馬を何人何疋ずつ出すといった、取決めを書いたものである。
 - ② — 助郷の当番に当たった者を、はつきりさせるための、持ちまわりの木札である。
 - ③ — 白川・石川両郡二十五カ村取次書(木札)
 - ④ — 絵符は荷物につける木札である。

助郷歎願書 (弘化4年3月)

定助郷の人馬の数は、最近の議定書によって多くなったが、それでは助郷に支払う賃金がかさみ、このままではどうにもならなくなってしまうので、前の取り決めの通りの人馬の数にして貰いたいと、中畑陣屋領内の村々が陣屋に申し出た歎願書である。



乙卯年

五年大旱魁田中針周平

月

石月記
大畑村

大畑村

早魁検見帳

嘉永六年(一八五三)は大旱魁であったので、陣屋に頼り出して、検見を実施した。これは、そのときの帳面である。

中畑村 境界争い願書

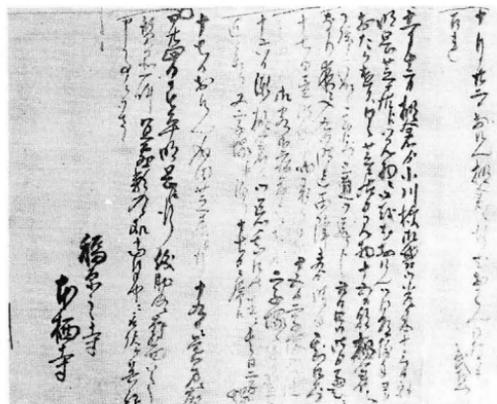
この争いは、中畑釜ヶ入地内と泉崎との境界など、はっきりしない入会地(草刈場)で起きたものである。白河藩と中畑陣屋の役人が八月二十六日から九月五日まで、松倉村に泊りがけで調査し、泉崎と中畑の村境を決めた絵図面を取り交わした。この境界争いは安政二年(一八五五)七月のことである。

(一)文政十年(一八二七)四月小針周平が泉崎の権利を取っていたこと。

(二)小針周平と中畑新田村の小針彦三郎、渡辺惣兵衛との間に釜ヶ入池の水利に関する証文の取り交わしがあったことから解決した。



諸用控 寅八月の内容の一部



諸用控 寅8月

この控には11月13日朝から明岡芝居があったこと、また17日には成田芝居があったことが記されている。

また元治2年(1865)3月17日「若者共芝居興行、雨天のため26日に役者出立」(中野目)。明治3年(1870)「大畑で6日間芝居興行」など幕末の村々の様子や、当時の生活が村庄屋の目をとおして書かれている。

五、矢吹の村々

矢吹村

矢吹は古い時代から人家が散在していたが、今日の矢吹の姿は、天正六年（一五七八）に、奥州街道の一駅として矢吹宿が開設され、矢吹村が集落化するようになってからである。このころからしだいに人家が増え、店や旅館ができて栄えるようになった。天正十八年（一五九〇）矢吹宿の町割が行なわれ（上の樹形より下の樹形まで）六丁五三間（七四七五メートル）幕末にいたって移住者がふえてきたので、



矢吹村絵図



嘉永四年（一八五二）二月二十八日に町割相改が行われ、家々の屋敷が定められて、家ごとに屋号がつけられた。そのときの戸数は一一二軒であった。なお建武三年（一三三六）「石川義光若党屋簷頼道軍忠状」にすでに「矢茸」の地名が見えている。定助郷の継立は毎月月上旬（二日、十日）、上りは踏瀬へ、下りは笠石へ送る。脇街道の継立は毎月月上旬、上りが中畑村へ送ったのである。

現在の中畑新田の家並み

中畑新田村

永禄年間（1558～69）白川義親の家臣渡辺主水輝が中畑村字十二城（社）の館に居住していたが、天正18年（1590）白川義親は豊臣秀吉より領地没収されたため、渡辺主水輝は民間に下り、慶長元年（1596）会津領主蒲生氏郷から一宿を設くべしとの指示があり、中畑村より民家を分割移住させ、渡辺主水輝は高500石の新田を開田し一宿を設け中畑新田村の草分けとなった。

当時この地へ移った戸数は38軒、両側に連りて長さ南北参丁40間（669.96メートル）あり、その折その功により検断・肝煎（庄屋）・間屋を仰せ付けられた。延宝年間（1673～80）には大庄屋となり、中畑新田・大和久・踏瀬・太田川・小田川・根田・泉田・新小堂・上泉崎・下泉崎など支配した。延宝6年（1678）の古文書によると「御奉行所へ買上被成米・大豆代金参拾七両貳分内米代金貳拾壹両貳分也。大豆代金拾五両参分の割合」とある。この中畑新田村は脇街道の宿場として一時は栄えたが、数度の火災に遭い次第に宿場は衰微したので繁栄する矢吹宿へそこにぎわいは移った。



現在の大和久の家並み

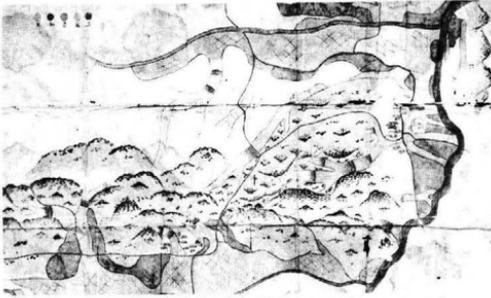


大和久村

上古、白田山付近に、8戸の住民が住みついたという。文明年間（1469～86）ころ、堀越掃部尉が堀越の地に移り住み、江戸時代に奥州街道が通ずるようになって、阿弥陀前と堀越の居住者が現在の大和久に移ったと伝えられる。当時は26戸くらいという。また、文保2年（1318）の「関東下知状」（白川文書）に大和久郷の名が見える。

柿之内村

柿之内村は、かつて岩瀬郡広戸郷に属し、会津から水戸への街道筋で、矢田野から中畑新田村へ連絡する重要な地点であった。もとは隣村の高林村・小川村と合して、一村となっていたが、慶安三年（一六五〇）にわかれて高林・小川・柿之内の三ヵ村となったのである。



柿之内村絵図(1) (端村大久田が記されている)

柿ノ内村絵図(2)



安政4丁巳年4月
村内并近村江道法絵図調帳
(天栄村大里 添田文太郎蔵)

現在の柿之内の家並み



大久田 (端村)

「旧柿之内の一部で、坤の位20丁45間にあり。村の長さ東西へ3丁20間、戸数30軒、向背同じからず。田所は村の南側につらなる。村の前1丁ばかり、幅5尺程の小流あり。養水となす。滑川は岩瀬・白川二郡の境界なり。」(『白河風土記』より)

大和久には、北、南の両側を水田で堀割され、北側から西側にかけて土塁をめぐらせてあった古い集落の形をした跡があり、今も土塁が残っている。西北の裏山には、十三塚があり、中世にはかなり栄えていたようである。江戸時代には、柿之内村の端村となって、現在に至っている。

大久田(田内) 昭和35年ころ撮影



中畑村

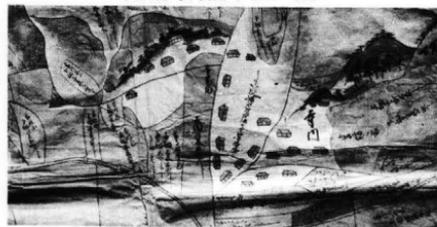


中畑村絵図 左から根宿、中宿、原宿等の各集落をえがく。
中畑村鍋内絵図（江戸時代）



端村鍋内 寺内を回って鍋内前の道路を通り、矢吹方面へ出る道があって、鍋内はこの道路に沿っていたので、小人数ながら、日当りの良い部落であったらしい。ことに花山とかいわれて、鍋内の西の端のところなどは、いろいろな伝説めいたことがいわれている。

中畑村寺内絵図（江戸時代）



中畑村平鉢絵図（江戸時代）



中宿 新田町は明治二十年（一八八七）ころから本村などと呼ばれて来た。庄屋屋敷の所在地で、白川義親の家臣遠藤掃部介昌信の子次郎左衛門が天正十八年以後、土から浪人となり、中宿に来て庄屋になったようである。慶安二年（一六四九）に、観音山館内を通り、矢吹方面・中畑新田方面に出る道路ができた。寛保二年（一七四二）白河領と越後高田領におかれた時に、中畑御蔵が建てられた。天保八年（一八三七）には、中畑外六カ村をおさめる旗本の松平軍次郎康済の陣屋が建てられた。また、駒付役などが以前からあって、馬糞も行なわれた。

澄江寺は永禄年間（一五五八〜六九）に、中島晴辰が建立したと伝えられる。

端村根宿 観音山館に住居した中島晴時の家来たちがそのまま根宿に住居し、天正十八年（一五九〇）以後農業に従事して来た。それらの人たちが部落を形成しているのが根宿部落である。来迎院は寺内から移転し、また法性院もあった。

端村原宿 国神館あたりから移転したと思われる部落である。国神と表裏になっていたようである。正福寺慈法院があった。

端村寺内 平鉢の西にあって建保3年(1215)に、七堂伽藍が建立（海与代）され、その後貞応元年（1222）には、山門が建立されたと伝える。とくに、中島頼母光冬の弟の中島定寿が寺内の豪族薄葉圭介の嗣となり、薄葉太郎左衛門と号し、来迎院阿弥陀寺の興隆に力をそそいだので、いっそう寺院が発展して、ついに部落名まで寺内と称するようになったものであろう。

端村平鉢（元平鉢内）活計内の西隣りに位し、現在でも部落を形成している。元禄以後は内の字を削って平鉢と呼んだ。この部落は日当りがよく、南方を見れば国神館をはじめ大熊森、その東方につづく十二社（城）の渡辺家（白川義親家臣）、渡瀬家（中島晴辰家臣）を一望におさめることができたであろう。但し、現在は国神館の本丸の跡が見えるだけで、畑と田ばかりである。

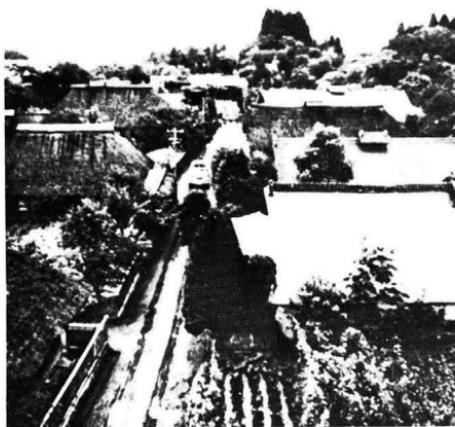
大畑村

『河辺八幡文書』によると、『貞治六年（一一三六）七月四日大富江寄所状京太夫』とある。大畑地内に西袴館があるところから、貞治年間にはすでに大富氏が居館して、石川家に属していたようである。天正十一年（一五八三）ころ、中島晴辰の弟晴時は中島大学介と称し、白川家の配下にあった。天正十八年（一五九〇）白川、石川は大關秀吉より領地を没収され、一門一党は離散した。その時幕下の青木筑前守がおちつき、その子孫によって繁栄するようになった。この絵図は享和二年（一八〇二）のもので、家数二三軒、本家一七軒、隠居宅六軒、外寺一カ寺。当時の庄屋は小針儀左衛門で、中野目組大庄屋は、円谷甚左衛門直保であった。



大畑村絵図 享和2年(1802)

松倉 (昭和35年ころ)



松倉村・松倉新田村

『和名抄』に松田・松戸の郷名がある。『白河古事考』の編者は、これを松倉であろうといっている。『延喜式』には、陸奥国の駅馬として、雄野・松田・磐瀬その他が見える。雄野が今の表郷であり、磐瀬が須賀川とつれば、松田すなわち今の松倉が里程からいって中間の所にあたる。松倉はいつごろ生まれたかは明らかでない。周囲には、泉崎横穴古墳・清水塚古墳があり、中塚古墳があった。

七軒新田

慶安年間（一六四八―一六五二）および寛文年間（一六六一―一七三）に、中畑より移住した岡崎某によって開拓された新田村である。寛保二年（一七四二）白河領は分割されて一部が越後高田領に組入れられたが、松倉が白河領でもって、七軒新田だけが、中畑組とともに幕末まで支配所属は同じであった。文政三年（一八二〇）幕領となるが、周囲が白河領地にあつて、七軒新田だけが天領であった。

現在の七軒新田



三城目村

往時より三城目は館跡であって、鷹巣城・乳母館・応神館の三郭が相連って、三の字に似ていたところから、三城目の名が起ったというが、『白河風土記』、条里制の三条を考ふるべきかもしれない。藤大学が古くから大和より来て、代々この地に居住して居たが、康平年間（一〇五八〜六四）、代々元龜年間（一五七〇〜七二）まで石川家の所領にあり、天正元年（一五七三）中島館主中島上野介晴辰がタカナシ館を押領し、居館した。天正十八年（一五九〇）に、太閤秀吉から領地を没収され、その後蒲生氏郷の所領となった。



三城目村絵図

この絵図面には、三城目村の家並み・街道・社寺はもちろん、河川・堰・堤まで、詳しく描かれている。阿武隈川沿岸に、100間（180メートル）にわたり土手がつくられている、貴重な資料である。享保年間（1716〜35）の絵図面と思われる。



三城目新田村絵図

三城目新田

慶安年間（1648〜1651）以前に、陣ヶ岡の川向いの滝崎から、民家6軒が移住して、新田を開発したのが新田村の起りである。根岸地内にも移住して、開田されたようである。その後さらに、三城目の西方2キロメートルの中丸に開田移住した。なお、三城目字沢尻にも享保年間（1716〜35）のころから新田が開発された。

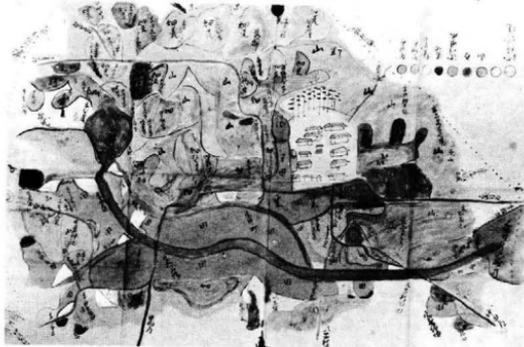
須乗村

康平年間（1058〜64）の石川有光から永祿年間（1558〜69）まで、500有余年にわたり石川家が領したが、元龜年間（1570〜72）から白川領となり、物見館主小針山城守頼広が居住した。頼広が死亡して天正16年（1588）にその子右京政頼が居住した。天正18年（1590）太閤秀吉より領地を没収され、廢墟となる。その後、会津蒲生氏郷の所領となった。

須乗新田村

天正18年（1590）以後須乗村より分割されたもので、甘露寺があった周辺に石川家々臣坂路長右衛門満重およびその子平右衛門満尚がこの地に来て、須乗新田村を開発した。

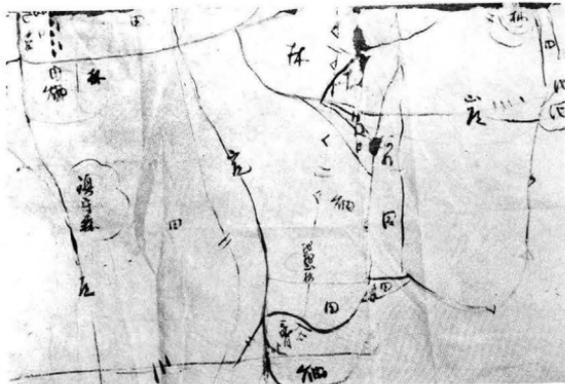
須乗新田村絵図



須乗村絵図 安政5年(1858)

神田村

石川郡泉莊御禊郷神田村は、康平年間(一〇五八～六四)前九年の役の功により、石川安芸守有光が所領して以来、享禄年間(一五二八～三二)まで、石川家の領地であったが、天文元年(一五三二)ころより元龜三年(一五七二)ころまで、白川義親の所領となった。天正十八年(一五九〇)太閤秀吉より領地を没収され、会津領主蒲生氏郷の所領となった。



神田村絵図面 高札場、鎮守森などが書かれているが、絵図の半分は紛失して不明である。

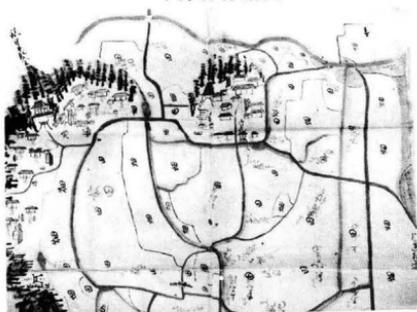
現在の神田



中野目村

石川郡泉莊御禊郷中野目村は、康平年間(1058～64)より520有余年、石川家の所領であったが、領主石川大和守昭光が天正18年(1590)太閤秀吉より領地を没収され、宮城県角田に移った。その時、石川家々臣円谷筑後右京が、郷士として中野目村に居住し名主となる。のちに、会津領主蒲生氏郷の所領となった。

中野目村絵図



堤村

石川郡泉莊御禊郷堤村は、康平年間(1058～64)より520有余年にわたり石川家の所領であったが、天正18年(1590)領地を没収され、会津領主蒲生氏郷の所領となった。



現在の堤

明岡村 (現在の部落遠景)

明岡村 石川郡泉莊月見郷明岡村は、康平年間(1058～64)より520有余年にわたり石川家の所領であったが、天正18年(1590)太閤秀吉より領地を没収され、会津領主蒲生氏郷の所領となった。

明岡新田村 寛永年間(1624～43)に、石川郡野木沢村中野二瓶権頭がこの地に来て、新田を開田した。このころは中野新田と呼ばれていたが、享保年間(1716～35)ころより、明岡新田村と呼ばれるようになった。



六、矢吹の社寺

矢吹神社(旧村社)

矢吹大林地内にある。康平年間(一〇五八〜六四)源頼義が奥州征伐(前九年の役)の際、陣中に疫病が流行したので、矢吹古宿天王山に牛頭天を祀り、悪病を退散させたのが矢吹神社の起りであるという。その後、八幡宮御霊社を合祀したのが、現在の神社である。祭神は素盞鳴尊・誉田別尊・鎌倉権五郎



現在の矢吹神社

景政の三柱である。明治元年(一八六八)に焼失し同四十年に再建したが、昭和三十九年(二九六四)に焼失し、翌年再建されたのが現在の建物である。祭日は九月二十九日であったが、現在は町内統一して、十月二日となっている。境内に末社十数の外、昭忠碑などがある。



矢吹神社 (昭和5年ころ)

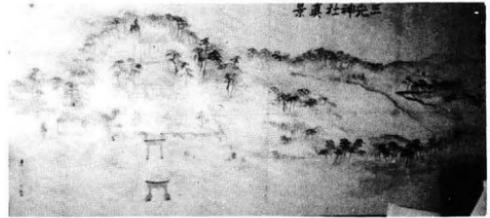
滝八幡神社(旧小社)

矢吹八幡地内の隈戸川東岸の崖上にある。康平年中、八幡太郎義家が奥州征伐の凱旋の時に建てたが、社の屋根を矢柄(やがら)で葺いたので、矢吹の地名が起ったという。祭神誉田別尊。社の崖に、三十三観音・馬尾滝・すい道などがあり、現在では、町民のハイキングコースに最適な所である。



三光稲荷神社（旧小社）

矢吹大池の南にある。言い伝えによると、昔大池の辺に、毎夜三つの光を見て里人は恐怖し、五穀は実らず。そのために、長重・常吉という二人の者が山城国伏見に行つて稲荷社に詣で、長元四年（一〇三二）本社を大池の南に勧請し、三光稲荷大明神と称した。以来、豊作がつづいて、信仰するものも多くなった。毎年八朔の日（旧八月二日）の祭日には、参拝人で賑わっている。



元治年間の三光稲荷神社真景（絵馬）

八幡神社（旧小社）

中畑新田八幡山内にある。祭神は、誉田別尊である。慶長十三年（一六〇八）中畑村から勧請したといわれる。旧祭日は九月十一日。



日吉神社(旧村社)

大和久西後地内にある。祭神は大山咋命である。寛保元年(一七四一)の勧請という。旧祭日は十月二十日である。拝殿の左右に俳句の額があり、境内に部落内の人たちの句碑がある。



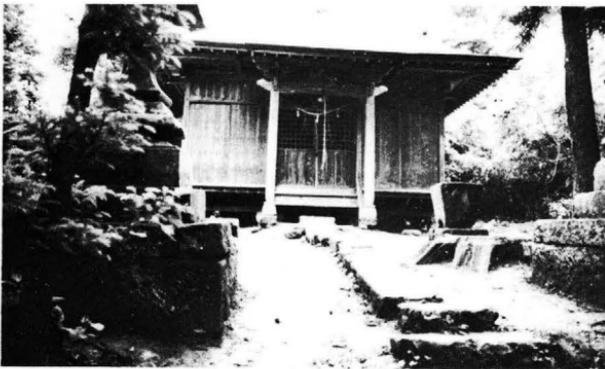
五竜神社(旧村社)

柿之内大野原にある。伊弉册尊・速玉男命・事解男命を祀る。由緒は不詳である。旧例祭は十月四日。この外、柿之内には、馬場に旧小社赤津神社がある。



熊野神社(旧小社)

柿之内宮下地内にある。伊弉册尊・速玉男命・事解男命を祀る。旧例祭は十月十日。



八幡神社（旧村社）

中畑字根宿地内にあり、本社鎮座する地は、中畑大学介晴時の館跡である。祭神は菅田別尊で、旧八幡大神と称していたが、明治二年（一八六九）神号に改めた。勧請年代は不詳である。祭日は八月十五日（現在は十月二日）。拝殿は、俳句の献額などがあり、境内には、忠魂碑などがある。



住吉神社（旧小社）

大畑住吉地内にある。祭神は中筒男命である。明和四年（一七六七）九月の勧請という。旧祭日は十月十四日。



近津神社（旧村社）

松倉阿部沢地内にある。祭神は味鋤高彦根命である。旧近津大明神と称していたが、明治六年（一八七三）神号に改めた。旧祭日は九月九日。『白河風土記』によれば、康平年中、源義家朝臣、奥州征伐の凱旋の折に、甲を脱いで社中に納めたので、俗に甲大明神と称したと言い伝えられている。





諏訪神社(旧村社)

須乗一本木にある。祭神は建御名方命である。もと正一位諏訪大明神と称していたが、明治3年(1870)今の神号に改められた。旧祭日は7月27日。勧請の年月日は不詳。この外、宮崎地内に、村社飯成神社がある。

御霊神社(旧村社)
三城目地内にある。祭神は村岡忠通および鎌倉権五郎景政の霊で、旧御霊宮と称していたが、明治二年(一八六九)今の神号に改めた。祭日は十月十九日(現在は十月二日)である。什宝として、軍配団扇があり、拝殿に俳句の献額がある。祭日に行なわれる獅子舞・平糶踊りは、重要な民俗芸能である。



白髭神社(旧小社)

神田北宮崎地内にある。祭神は猿田彦命である。旧白髭大明神と称していたが、明治二年(一八六九)神号に改めた。旧祭日は十月七日で、勧請の年月日は不詳。



住吉神社(旧小社)

堤・神の内地内にある。祭日は中筒男命である。旧三宝荒神と称した。明治三年(一八七〇)今の神号に改めた。勧請は寛延元年(一七四八)で、旧祭日は十月十日である。



八坂神社(旧村社)

中野目天王屋敷地内にある。祭神は素盞鳴命で、旧天王と称した。明治六年(一八七三)牛頭天王社を八坂神社と改称した。旧祭日は十月七日で、勧請年月日は不詳。中野目・神田・堤・明岡の四カ村の鎮守であったが、現在は中野目一区だけの氏神である。



大綿住神社(旧小社)

明新平林地内にある。祭神は豊玉姫命である。旧竜神と称した。明治二年(一八六九)今の神号に改めた。勧請年月日は不詳。旧祭日は十一月三日である。この外、明新地内には、牛頭天王・天満宮がある。天満宮は新田(石山)にあり、祭神は菅原道真で、旧祭日は五月二十五日である。牛頭天王社は作田にあり、祭神は素盞鳴命で、旧祭日は九月九日である。



大福寺



矢吹西側地内八幡山正明院大福寺で、真言宗豊山派に属す(本山は大和国長谷寺)。本尊は阿弥陀如来(木仏座像厨子入)である。大福寺は、もと花咲山にあったが、享保年間(一七一六―三五)に火災になり、記録を焼失したので、

はつきりしない。明治四十一年(一九〇八)八月に再び焼失したが、大正十年(一九二一)八月に再建された。第二次世界大戦中、釣鐘を供出したので、現在のものは新調したものである。境内に、戊辰戦争で亡くなった仙台藩水沢隊士の墓などがある。



幸福寺

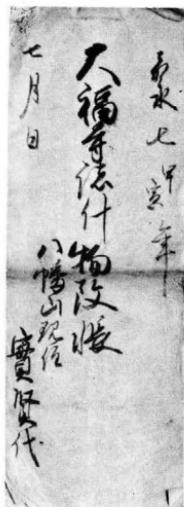
中畑新田西浦地内にある。愛宕山長寿院幸福寺と号し、天台宗叡山派に属す(本山は京都比叡山延暦寺)。本尊は釈迦如来で『白河風土記』には、本尊不動尊蓮慶作とある。慶長10年(1605)自伝法印の開基であるが、『風土記』には、慶長年中、真海という僧が開基したとある。

山王寺

大和久大和内地内にある。三峰山延寿院山王寺と号し、真言宗竜藏寺(白河)の末寺である。本尊は不動明王木仏立像である。承応元年(一六五二)正月十四日の建立といわれるが、縁起は不詳である。



大福寺諸什物改帳(嘉永七年)



長 徳 寺

柿之内馬場地内にある。山号を瑠璃山といひ、曹洞宗永泉寺（長沼町）の末寺である。『白河風土記』によれば、草創は永正六年（一五〇九）であり、『岩瀬郡誌』では、天文八年（一五三九）心操全忠和尚の開創で、高林五郎左衛門義景（二階堂氏の麾下）の開基である。天正年中（一五七三〜九一）高林家没落の後、僧順海が寛文年間に再建したという。本尊は薬師如来（木仏座像）である。



薬師本尊木仏座像外

中央薬師如来は室町時代の永正年間（1504〜20）のものといわれる。



阿 弥 陀 堂

柿之内宮下地内にあり、熊野神社の南東にある本尊は阿弥陀如来で、木仏座像の縁起は不詳である。

澄江寺

中畑地内にある。青林山地藏院澄江寺と号して、曹洞宗通幻派に属し、繁松院（石川町）の末寺である。本尊は延命地藏菩薩木仏座像である。中島上野介晴辰が澄江心光大禪定尼（後醍醐天皇第七皇女と言ひ伝ふ）菩提のために創建し、月庵宗永大和尚の開山であるといふ。安永七年本堂焼失、寛政四年新築した。



澄江寺山門

文政6年9月建立。縦3間、横2間、楼上に梵鐘をかけていたといわれている。



当時は昔平鉢の清林山にあったが、後に根宿に移り、さらに今の地に移転したという。本堂に晴辰の位牌があり、法号を澄江寺殿一法全心得居士という。縁日は四月十八日で、本堂裏の竹林の中に杉の巨木がある。

観音堂

中畑根宿地内、館山の山頂にある。本尊は聖観世音木仏座像で、仁寿三年（八五三）の建立と伝えられる。豪族熊井上野介の守本尊であり、作者は慈覚大師といわれている。縁日は四月十八日、堂内には、歌仙の絵馬があり、参道には、西国三十三観音の御詠歌の石仏が並んでいる。



正福寺

中畑原宿地内にある。真言宗豊山派に属し（本山は大和国長谷寺）、本尊は大日如來木仏座像である。慶長三年（一五九八）長慶法師の開山で、同五年に創立されたが、明和五年（一七六八）に焼失した。現在の建物は、文化二年（一八〇五）に再建されたものである。什宝物に、両大師木像釈迦牟尼像十六善神画像曼荼羅などがある。



薬師堂

正福寺境内に薬師堂があり、本尊は薬師如來木仏座像、文政年間（1818～29）国神地内の国神館跡にあったものを移転改築したものである。本寺では陰暦23日の夜、善男善女が集って二十三夜講が催されている。



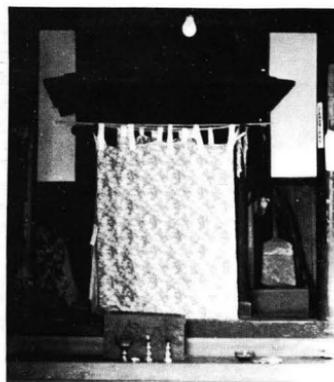
阿弥陀堂に関する記録書

宝蔵院

松倉地内にある。白幡山八幡寺宝蔵院と号して、真言宗豊山派に属し、（本山は大和国長谷寺）、本尊は大日如來木仏座像厨子入で、永仁年中（一一九三～九八）に、水戸宥光という僧が開基したという。



阿弥陀堂（中畑字寺内）



阿弥陀堂（中畑字寺内）

阿弥陀堂は、もともと法界山來迎院阿弥陀寺にあったものである。その後來迎院は中畑字根宿へ移り、さらに昭和11年小堂宇を新築、7月25日本尊仏を安置した。阿弥陀堂だけは中畑字寺内に残った。



薬師如来木仏立像

景 政 寺

三城目地内にある。南台山東光院景政寺と号し、村社御霊神社の隣りにある。天台宗叡山派に属し（本山は叡山延暦寺）、本尊は薬師如来木仏立像で、聖徳太子作といわれる。推古天皇のときに、僧惠慈が勅を奉じて創建し、永福寺と号した。延暦九年（七九〇）東夷叛乱の兵火に焼失したが、征夷大将軍坂上田村麻呂が再建した。天慶二年（九二九）にまた延焼して、同九年結山和尚が建営した。康治二年（一一四三）鎌倉景政を当寺に葬り、ために寺号を景政と改めた。天正二年（一五七四）また自火にかかり、正徳五年（一七一五）伝能和尚が再建した。往古は三論宗であったが、後に天台宗に属し、白河町永藏寺の末寺となった。（『白河風土記』『西白河郡誌』）

境内に、嘉禎二年（一一三六）の板碑などがある。

城 見 寺

三城目根岸地内にある。光福山慈眼院城見寺と号し、真言宗に属す。暦仁元年（一一三八）から天文元年（一五三二）まで、慈眼山三城目寺ノ前にあった。天文元年三月、タカナシ館に移転し、天正十八年（一五九〇）中島上野介晴辰はタカナシ館の鬼門に稲荷神社を勧請し、その別当のため、この寺を牛蒡町へ移転した。さらに、享保三年（一七一八）八月、根岸に移転した。（船橋完全建碑より）明治三十四年焼失し、翌年、現在の寺院を再建した。



澄江寺

三城目地内にある。青林山澄江寺と号し、岩城郡滝村建電寺（現在いわき市）の末寺である。中島上野介晴辰が三城目を領したとき再興し、大通禪師を本寺から迎えて開山した。天正元年（一五七三）に当村へ移城したとき、寺もこの地に移したといわれている。現在、晴辰の墳墓は根岸地内の墓地にある。本尊は釈迦如来木仏座像厨子入りである。



慈眼寺

神田東地内にある。栄寿山慈眼寺と号し、天台宗に属す（本山は比叡山延暦寺）。本尊は観世音木仏座像である。万治3年（1660）慈眼大師の開基で、境内に地藏堂がある。宝永3年（1706）地藏が小児に化身して、村民の田植を手伝ったといわれがあり、俗に田植地藏、鼻取地藏といって、村民に親しまれている。



澄江寺の板碑供養塔（三城目）

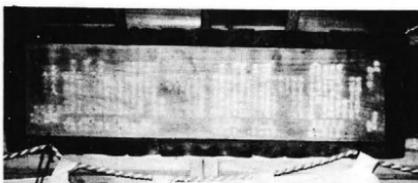


観音堂

『白河風土記』によれば寛治年間（1087～93）明新館山に観音堂が建立されたという。明新下地内にある。別当は竜崎村大雲寺で、本尊は馬頭観音木仏座像厨子入であるが、その作は不詳である。寛政10年（1798）に本尊などが焼失し、庵だけを再建したという。この地域は、幕藩時代から昭和に至るまで、産馬がさかんであったことが、奉納された絵馬によって知ることができる。縁日は3月15日で、墓地に弘長4年（1264）の供養塔がある。



七、近世の文化 おくの細道



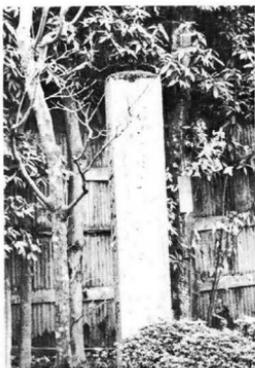
△三城目御霊神社の句額

三城目御霊神社には二枚の俳句額が奉納されている。2枚とも元文年間(1736~40)のもので、三城目の伊藤氏、近藤氏など大庄屋・庄屋クラスの人たちをはじめ須賀川、三春や近郷近在の人たちも俳句を楽しんでいたことがわかる。



(写真⑩⑪とも)

『見聞集』幕末に編集されたもので連歌(和歌)を催し、多数の人が書いたものをまとめた。これは、小針東五郎豊森が書いたもの。



市原多代女の句碑

元禄2年(1689)4月21日芭蕉は、曾良をつれて矢吹に一泊している。曾良の日記によると、泊ったところには「宿次道程」の帳面があったというから、宿屋か問屋に泊ったものと思われるが、どこに泊ったかはわからない。また中畑新田の白河領道様の裏側に『亀も首のばす汀や初日の出 米輪 多代』と刻まれている市原多代女の句碑がある。(小針武雄邸)



『随筆集』文久年間(1861~63)に中畑の文人子籙(小針亮右衛門光澄)が書いたものである。子籙は「中畑八景」を詠んだ人である。



江戸時代末から明治時代の中畑の文人が書いた俳句の短冊。
(右から 芦風・京山・豊森
小針東五郎豊森)

